

奈良県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十五号

奈良県行政組織規則の一部を改正する規則

奈良県行政組織規則（昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条健康福祉部の部こども・女性局こども家庭課の項第三号中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年一月三日から施行する。